

# 健やかライフ

2024. 8  
No.203

※「組合会議員および理事変更のお知らせ」に関する記事については、個人情報保護の観点からホームページ上には掲載しておりませんので、内容については本誌をご覧ください。

## CONTENTS

- P2～3 ▶ 第113回組合会におきまして、当健保組合の令和5年度決算が可決・承認されました
- P4 ▶ 「健康スコアリングレポート」の結果報告
- P5 ▶ 「薫風荘」の年末年始ご利用の申し込みを受け付けます
- P6～7 ▶ 医療機関の受診方法がマイナンバーカードに一本化されます
- P8～9 ▶ 「インフルエンザ予防接種」費用補助を実施します
- P10 ▶ マス釣り大会を開催します
- P11 ▶ 「被扶養者確認調書」の提出にご協力ください  
組合会議員および理事変更のお知らせ
- P12 ▶ 組合健診センターをご利用ください



ホームページをご利用ください

<https://www.st-kenpo.or.jp>



スマートフォンにも対応し、大変見やすくなっています。  
ぜひアクセスしてください。

本誌がホームページ上でダウンロードできます

# 第113回組合会におきまして、当健保組合の 令和5年度決算が可決・承認されました

## 令和5年度決算は10年連続の黒字決算

### 一般勘定

### 安定した財政状況です

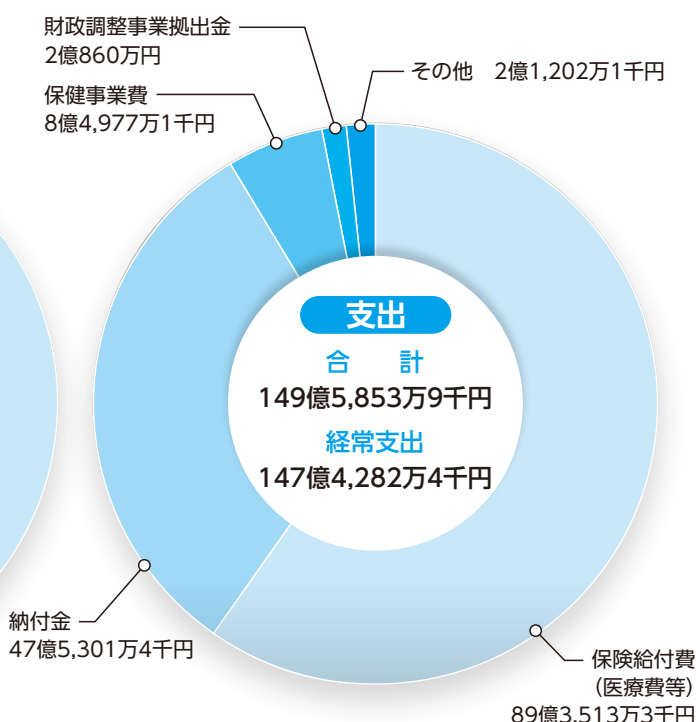
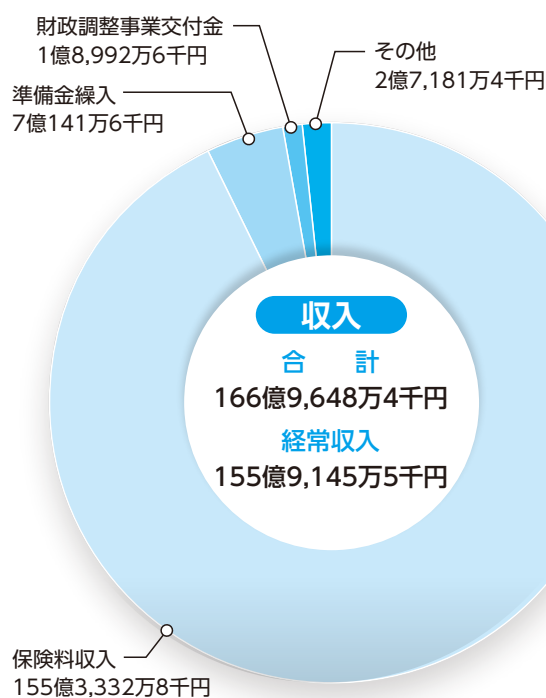
令和5年度決算について、経常収支差引額は8億4,863万1千円となり、10年連続の黒字決算となりました。要因は収入において、被保険者数、平均標準報酬月額および標準賞与額が当初の見込みを上回ったことがあげられます。

今後も医療費の増加が懸念されており、当健保組合は健診受診率および特定保健指導実施率の向上、病気の重症化予防、ジェネリック医薬品の使用促進等医療費の節減に取り組んでまいります。

グラフでみる

### 令和5年度決算の状況

一般勘定



収 支 差 引 額 17億3,794万5千円

経常収支差引額 8億4,863万1千円

### 介護勘定

介護保険については、収入総額19億595万8千円、支出総額18億2,253万1千円となり、収支差引8,342万7千円の残となりました。

#### 収入

| 科 目    | 決算額(千円)   |
|--------|-----------|
| 介護保険収入 | 1,800,499 |
| 準備金繰入等 | 105,459   |
| 合 計    | 1,905,958 |

#### 支出

| 科 目      | 決算額(千円)   |
|----------|-----------|
| 介護納付金    | 1,822,402 |
| 介護保険料還付金 | 129       |
| 合 計      | 1,822,531 |

# 令和5年度保健事業の 実績について

当組合が令和5年度にみなさまの健康維持を目的として実施した事業のうち、  
「①特定健診、②特定保健指導、③受診勧奨通知」につきまして、実績報告をいたします。

1

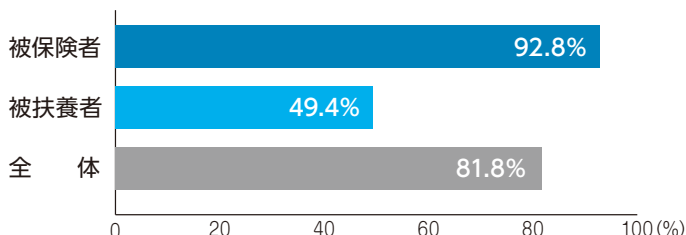
## 特定健診

被扶養配偶者の半数以上の方が未受診です。  
年1回は健康診断を受けて、健康管理をしましょう

- ・被扶養配偶者の方は健康診断を無料で受診することができます※
- ・40歳以上の被扶養配偶者の方で、パート先等で受診した健康診断結果をご提供いただいた方には、クオカードを進呈いたします※

※ 詳細は当組合ホームページ(<https://www.st-kenpo.or.jp>)  
ホーム画面バナー「扶養に入られている配偶者の健康診断について」をご覧ください。

令和5年度 特定健診の受診率 (当健保組合)



2

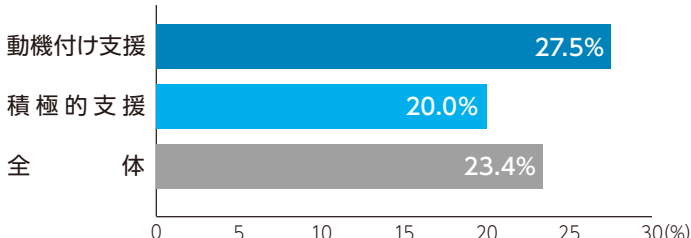
## 特定保健指導

約8割の方が受けていません。生活習慣病のリスクを軽減するため、  
対象になった方は必ず受けましょう

対象になった方への「ご案内」については、当健保組合より事業主を通じて送付※しておりますので、受け取られた方は特定保健指導を受けていただきますようお願いいたします。

※被扶養者・任意継続被保険者で対象になった方には、ご自宅に送付しております。

令和5年度 特定保健指導の実施率 (当健保組合)



3

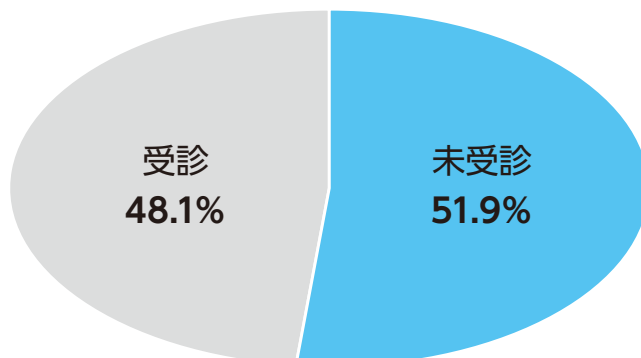
## 受診勧奨通知

半数以上の方が受診していません。  
大病になる前に医療機関へ受診しましょう

健康診断の結果、「治療」または「精密検査」が必要と診断されたにもかかわらず、半数以上の方が医療機関を受診していません。

生活習慣病は自覚症状がないまま進行し、脳卒中や心筋梗塞が発症し、重症化する恐れがあります。受診していない方のご自宅へ「医療機関への受診状況の確認及び受診勧奨について」をお送りしておりますので、重症化予防のため1日でも早く医療機関を受診しましょう。

受診勧奨後の受診率 (当健保組合)



# 「健康スコアリングレポート」の結果報告

## 健康スコアリング レポートとは

厚生労働省・経済産業省・日本健康会議が協働して作成したレポートです。加入者の健診受診率および健康状況等について全健保組合平均と比較しており、当健保組合の位置づけが把握できる資料となっております。当健保組合の結果の概要を以下のとおりご報告いたします。

## 特定健診・特定保健指導（令和4年度実績）

特定健診・特定保健指導の実施状況の全組合中の順位 **646位/1,378組合**

|            | 当健保組合                       |
|------------|-----------------------------|
| 特定健診の実施率   | <b>80.4%</b> (総合組合平均 78.5%) |
| 特定保健指導の実施率 | <b>20.3%</b> (総合組合平均 18.4%) |

- ・特定健診……年1回の健康診断を習慣にしてください。また、健診結果で「要治療」「要精密検査」とされた方は、すぐに受診または検査を受けてください。
- ・特定保健指導……対象になった方は、生活習慣病のリスクを軽減するために受けてください。

## 健康状況および生活習慣（令和4年度実績）

下記の点数は全健保組合平均を100とした際の各組合の相対値を高い順に5等分し、「良好 A」～「不良 E」の5段階で表記しています。

### ● 健康状況 ・生活習慣病リスク保有者の割合

総合判定 **やや不良 D**

| 区分  | 点数 | リスク    | 中央値と同程度 |   |   |   |      |
|-----|----|--------|---------|---|---|---|------|
|     |    |        | 良好 A    | B | C | D | 不良 E |
| 肥満  | 90 | 肥満リスク  | 😊       | 😊 | 😐 | 😞 | 😞    |
| 血压  | 96 | 血压リスク  | 😊       | 😊 | 😐 | 😞 | 😞    |
| 肝機能 | 90 | 肝機能リスク | 😊       | 😊 | 😐 | 😞 | 😞    |
| 脂質  | 84 | 脂質リスク  | 😊       | 😊 | 😐 | 😞 | 😞    |
| 血糖  | 82 | 血糖リスク  | 😊       | 😊 | 😐 | 😞 | 😞    |

### ● 生活習慣 ・適正な生活習慣を有する者の割合

総合判定 **普通 C**

| 区分 | 点数  | リスク     | 中央値と同程度 |   |   |   |      |
|----|-----|---------|---------|---|---|---|------|
|    |     |         | 良好 A    | B | C | D | 不良 E |
| 喫煙 | 101 | 喫煙習慣リスク | 😊       | 😊 | 😐 | 😞 | 😞    |
| 運動 | 96  | 運動習慣リスク | 😊       | 😊 | 😐 | 😞 | 😞    |
| 食事 | 105 | 食事習慣リスク | 😊       | 😊 | 😐 | 😞 | 😞    |
| 飲酒 | 99  | 飲酒習慣リスク | 😊       | 😊 | 😐 | 😞 | 😞    |
| 睡眠 | 103 | 睡眠習慣リスク | 😊       | 😊 | 😐 | 😞 | 😞    |

## 高血糖、怖いのは糖尿病の合併症

血糖とは血液に含まれるブドウ糖のことです。血液中のブドウ糖が多い状態（高血糖）が続いてしまう病気が糖尿病で、糖尿病自体は致命的な病気ではありませんが、高血糖の状態を放置しておくと全身の血管が傷つきやすくなり、三大合併症（糖尿病網膜症、糖尿病性腎症、糖尿病性神経障害）といわれるリスクが高くなります。

血糖値が高めでも自覚症状がないため油断しがちですが、実は血糖値が高めの段階から糖尿病をはじめとする病気の芽は出始めています。特定健診では、「やや高め」の空腹時血糖100mg/dL以上、HbA1c（NGSP値）5.6%以上の場合を特定保健指導の対象の目安としています。この数値に近づいてきたら、すぐに対策をスタートしましょう。

直営保養所

お得で安心な  
旅なら  
直営保養所が  
ベスト！

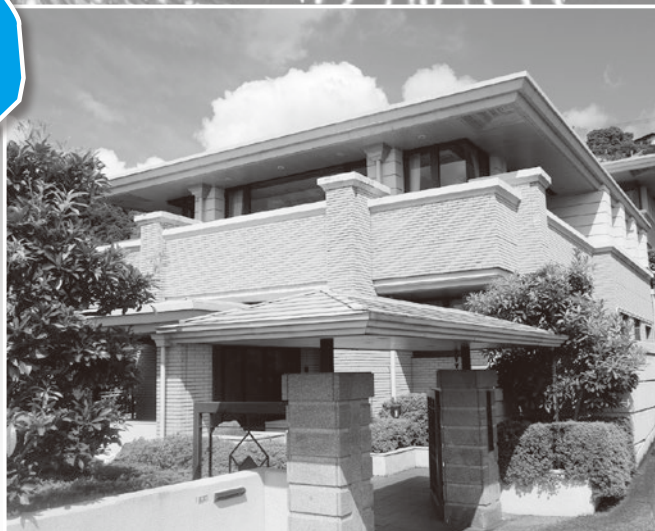
# 「薫風荘」で 思い出たくさんの伊豆の旅を！

静岡県熱海市林が丘22-10 ☎0557-81-4585

お申し込みは当健保組合施設課へ  
☎03-3987-3151



申込方法は当健保組合のホームページをご覧ください。



## 利用料金（1泊2食付き）

|      |                    |
|------|--------------------|
| 被保険者 | 5,200円（税込）         |
| 被扶養者 | 5,200円〔4,100円〕（税込） |
| 元加入員 | 6,200円（税込）         |
| その他  | 7,300円〔6,200円〕（税込） |

※〔 〕内は、4歳から11歳までの子ども料金で、子ども料理となります。  
大人料理をご希望の場合は大人の利用料金となり、保養所利用申込書の  
利用者名記入欄余白に「大人料理希望」とご記入ください。

※チェックインの際に資格確認を行いますので、被保険者・  
被扶養者の方は必ず全員の健康保険証（コピー不可）を  
ご持参ください。  
健康保険証をお忘れの場合、利用料金が「その他」の  
扱いとなりますのでご承知おください。

## 収容人員

6部屋／25名

## 休館日

毎週水曜日・第3火曜日（年末年始を除く）・9/1～9/6・1/5  
～1/10

## 交通案内

- 〈電車〉 JR東海道新幹線「熱海」駅下車徒歩20分（登坂）・  
タクシー5分  
〈車〉 東名高速厚木I.C. ▶ 小田原厚木道路 ▶  
熱海ビーチライン ▶ 熱海

## 「薫風荘」の年末年始ご利用の申し込みを受け付けます

「薫風荘」の年末年始ご利用の申し込みについては、通常の申し込みと同様、保養所利用申込書に必要事項を記入のうえ、11月1日（金）から11日（月）までに郵送（11月11日必着）またはFAX（03-3985-9721）でお申し込みください。

抽選は11月12日（火）に行います。抽選結果の発表は、**当選された方のみ**とさせていただきます、利用券の発送をもってかえさせていただきます。

### 申込要項

年末年始のご利用は、下記①～③の中から、  
ご希望の日程を一つお選びください。お1人様  
1回のみ申し込みとさせていただきます。

- ① 12月29日（日）～ 12月31日（火）（2泊3日）
- ② 12月31日（火）～ 1月 2日（木）（2泊3日）
- ③ 1月 2日（木）～ 1月 4日（土）（2泊3日）

※年末年始は**2泊3日限定（上記①～③）**の申し込みとさせていただきますので、1泊2日の申し込みはできません。

「薫風荘」 5日（日）～10日（金）、14日（火）、  
1月の休館日 15日（水）、22日（水）、29日（水）

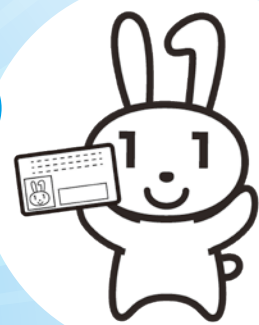
### 年末年始料金

令和6年12月29日（日）～  
令和7年1月4日（土）までの宿泊

| 区分               | 2泊分利用料金（税込） |
|------------------|-------------|
| 被保険者・被扶養者（12歳以上） | 14,400円     |
| 被扶養者（4～11歳）      | 12,200円     |
| 元加入員             | 16,400円     |
| その他（12歳以上）       | 18,600円     |
| その他（4～11歳）       | 16,400円     |

※4歳から11歳までは子ども料理となります。大人料理をご希望の場合は、大人料金となります。保養所利用申込書の利用者名記入欄余白に「大人料理希望」と記入してください。

令和6年12月2日に保険証が廃止



# 医療機関の受診方法が マイナンバーカードに一本化されます

令和6年12月2日に保険証が廃止され、  
医療機関の受診はマイナンバーカードが基本になります

令和6年12月2日に現在の保険証が廃止され、医療機関の受診方法はマイナンバーカードで行うことが基本となります。保険証廃止までに、マイナンバーカードで受診できるように、マイナポータルで保険証利用の申し込みを済ませておきましょう。まだマイナンバーカードの交付を受けていない方は、お早めに交付を受けてください。なお、保険証廃止後も最大1年間はすでに交付されている保険証が引き続き使えます。

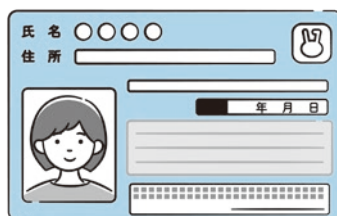
また、マイナンバーカードの交付を受けていないなど、マイナンバーカードを使って受診することができない方には「資格確認書」が交付され、資格確認書で医療機関を受診することが可能です。



医療機関の窓口では  
カードリーダーで  
受け付けを行います

## 保険証廃止後の 医療機関の受診方法

### ▶ マイナンバーカード (マイナ保険証)



マイナンバーカードを使って受診します。受診前にマイナポータルでマイナンバーカードを保険証として利用するための「利用申し込み」を行います(初回のみ)。

### ▶ 現在の保険証



経過措置として、保険証廃止後もすでに交付されている保険証についてはそのまま利用できます。期間は最大1年間(令和7年12月1日まで。ただし、有効期限が先に到来する場合は有効期限まで)です。

### 資格確認書

マイナンバーカードの交付を受けていない方や、マイナポータルで保険証の利用申し込みを行っていない方には、「資格確認書」が交付されます。

※資格確認書の形状などは未定です。

# 「資格情報のお知らせ」をお届けする予定です

111-222-33  
〒000-0000  
東京都〇〇区△△町1-1-1  
〇〇〇〇マンション  
健康 太郎 様  
80001

〇〇〇〇健康保険組合  
保険者番号: 061300000  
〒999-9999  
東京都〇〇区〇〇〇〇  
電話番号 03-0000-0000

**資格情報のお知らせ**  
あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします(令和6年〇月〇日時点)。  
なお、このお知らせのみでは受診できません。

| 記号      | 0000       | 番号 | 00000000 | 姓 名 | 00 |
|---------|------------|----|----------|-----|----|
| 氏 名     | 健康 太郎      |    |          |     |    |
| フリガナ    | ケンボ タロウ    |    |          |     |    |
| 負担割合    | 3割         |    |          |     |    |
| 資格取得年月日 | 平成〇年〇月〇日   |    |          |     |    |
| 保 険 者 名 | 〇〇〇〇健康保険組合 |    |          |     |    |

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。  
→マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら→

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

なお、厚生・医療保険のデータベースへの個人番号 12桁

**資格情報のお知らせ**  
令和〇年〇月〇日発行  
〇〇〇〇健康保険組合  
保険者番号: 061300000  
記号 0000 番号 00000000 (姓 名) 00  
氏 名 健康 太郎  
負担割合 3割  
受診の際にはマイナ保険証が必ず必要です

このカードを提示していただくことで、  
上のカードを提示していただくこともできます  
(このお知らせのみでは受診できません)

あなたの健康保険の資格情報を記載した「資格情報のお知らせ」を、令和6年10月下旬～11月頃にご加入者一人ひとりにお届けする予定です。事業所経由でお手元に届いたら、内容に誤りがないかご確認いただき、大切に保管してください。

## 「資格情報のお知らせ」はこんなときにご利用いただけます

### 1 医療機関にカードリーダーがないとき、不具合でカードリーダーが使えないとき

「マイナンバーカード」と「資格情報のお知らせ」をセットで提示すると、保険診療が受けられます。

### 2 健保組合へ申請するとき

健保組合への各種申請には記号・番号の記載が必要です。保険証廃止後も「資格情報のお知らせ」でご確認いただけます。

※令和7年12月1日までは従来の保険証も利用できます。

切り取って  
マイナンバーカードと  
セットで  
携帯できます

※様式は変更される場合があります。

# マイナポータルで 保険証情報を確認できます

マイナポータルでは登録されているご自身の健康保険証情報を確認することができます。万が一、正しい情報が登録されていない場合は、マイナンバーカードで医療機関を受診することができなくなってしまうので、ご自身の健康保険証情報の確認をしておきましょう。

登録されている情報に間違いがある場合には、すぐに当健保組合までご連絡ください。

マイナポータル

検索

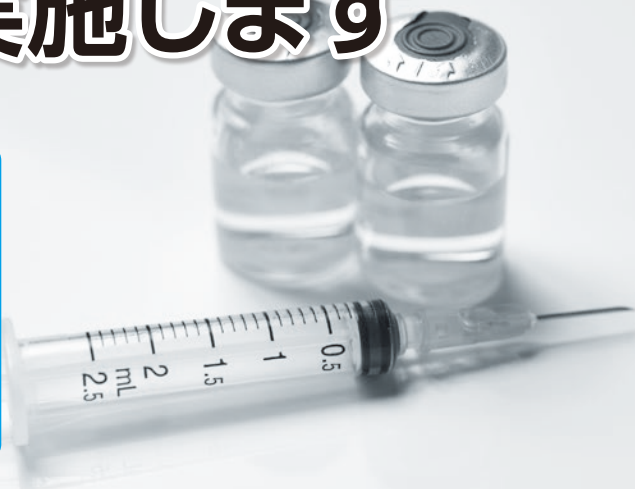
保険証情報の確認はマイナポータルへのログインが必要です。



令和  
6年度

# 「インフルエンザ予防接種」 費用補助を実施します

|          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| 補助対象接種期間 | 令和6年10月1日(火)から<br>令和7年1月31日(金)まで |
| 対象者      | 被保険者本人(家族は対象外)                   |
| 補助回数     | 1人1回                             |
| 補助額      | 上限 2,000円                        |



## 補助を受けるには、以下の2つの接種方法があります

### 1 東振協実施医療機関接種

補助金申請

不要

補助金である2,000円を差し引いた金額を窓口でお支払いいただくことにより、当健保組合への補助金申請手続きが不要となります。なお、東振協の実施医療機関での予防接種料金は1人1回につき4,060円(税込)が上限となっていますので、個人負担は2,000円程度となります。

手続きは東振協ホームページ (<https://www.toshinkyō.or.jp>) から  
行ってください。(9月初旬にアップロード予定)

東振協  
ホームページ

### 実施方法

次の方法のいずれかを選択してください。

|                 |                              |                  |
|-----------------|------------------------------|------------------|
| 院内接種            | 実施医療機関での接種<br>(全国約3,000カ所)   | 実施医療機関一覧<br>から選択 |
| 集合接種            | 指定会場での接種<br>(東京・埼玉・千葉・神奈川限定) | 会場一覧から選択         |
| 出張接種<br>【事業所のみ】 | 事業所での接種<br>(個人単位では実施不可)      | 実施医療機関一覧<br>から選択 |



### 予防接種を受けるまでの流れ

#### ① 予防接種の予約

希望する実施医療機関に予約を入れます。(健保組合への連絡は必要ありません)

- 院内接種の場合、希望する医療機関を「インフルエンザ予防接種実施医療機関一覧」から選択
- 集合接種の場合、希望する会場を「東振協集合接種会場一覧」から選択
- 出張接種の場合、希望する医療機関を「インフルエンザ予防接種実施医療機関一覧」から選択

#### ！ 注意事項

東振協の実施期間は令和7年3月31日(月)までとなっていますが、当健保組合の補助対象接種期間は令和7年1月31日(金)までとなりますのでご注意ください。

## ②「利用券等」の取得

- 院内接種・集合接種の場合、「東振協専用インフルエンザ予防接種利用券」を取得
  - 出張接種の場合、「東振協専用インフルエンザ予防接種利用申込書」および「申込者名簿」を取得
- ※「利用券等」の取得には、保険者番号の入力が必要です。保険証等をご用意のうえ、取得してください。

## ③ 接種当日

実施医療機関に「利用券」と「マイナンバーカード（マイナ保険証）等<sup>(※)</sup>」を提示し、予防接種を受けてください。

※マイナンバーカード（マイナ保険証）／マイナンバーカード＋資格情報のお知らせ／資格確認書／保険証

### ! 注意事項

- ・ マイナンバーカード（マイナ保険証）等を忘れた場合は接種することができませんのでご注意ください。
- ・ 接種後窓口にて、医療機関の予防接種料金から健保組合補助金額2,000円を差し引いた費用をお支払いください。

## 2 東振協実施医療機関外（契約外）接種

補助金申請

要

東振協実施医療機関以外で予防接種を受ける場合は、予防接種後、費用の全額をいったんお支払いください。その後、勤務している会社を通じて、健保組合に補助金申請をしていただくことにより、2,000円を上限に実費を補助いたします。

### 予防接種を受けるまでの流れ

#### ① 予防接種の予約

希望する実施医療機関に予約を入れます（健保組合への連絡は必要ありません）。

#### ② 予防接種を受ける

#### ③ 費用支払い

接種後、医療機関にて費用全額をお支払いください。その際に下枠の「領収書について」をご覧ください。領収書を受け取ってください。

#### ④ 補助金申請

勤務している会社を通じて健保組合へ補助金申請します（領収書原本を会社の担当者へ提出してください）。

#### ⑤ 補助金の受け取り

勤務している会社より補助金を受け取ります。補助金は健保組合から会社の口座に振り込まれます。なお、補助金の申請受付の締め切りは令和7年2月28日（金）です。

### 「領収書」について

- 領収書は原本を提出してください。コピーやレシートタイプの領収書は受付できません。
- 領収書は原則返却できません。インフルエンザ予防接種の費用は、通常医療費控除の対象とはなりません。
- 領収書は、以下の内容が記載・記入されているものがが必要です。

- |                      |         |
|----------------------|---------|
| ・ 接種者氏名（フルネーム）       | ・ 接種日   |
| ・ 但し書き（インフルエンザ予防接種代） | ・ 医療機関名 |

- 領収書宛名が会社名のため接種者が不明な場合、または複数名で接種したが全員の氏名が記入されていない等の場合には、領収書に接種者全員の氏名および金額、接種日の内訳を実施医療機関に記入してもらってください。

余白等の関係上、記入が難しい場合には、別途に実施医療機関が作成した「内訳明細書」（接種者全員の氏名・接種日および金額の記入があり、実施医療機関が証明したもの）を添付してください。

# マス釣り大会を 開催します

秋の恒例行事、  
マス釣り大会を開催します。  
また、河原では釣りをしながら  
バーベキューが  
楽しめます(要事前予約)。  
秋の一日、ご家族・お友達  
お誘い合わせのうえ、  
ふるってご参加ください!



## 実施要項

### 日時

令和6年10月19日(土)  
午前11時～午後2時(受付午前10時30分～)  
※午後3時30分まで、釣り・バーベキューができます。

### 場所

氷川国際マス釣場(現地集合・自由解散)  
東京都西多摩郡奥多摩町氷川397-1  
TEL 0428-83-2147  
(JR青梅線・奥多摩駅下車徒歩10分)

### 参加費用

1人につき1,000円(4歳以上)

### 申し込み・参加費用のお支払い方法

9月2日(月)から申し込みを受け付けます。保養所利用申込書に必要事項を記入の上、参加費用を添え、9月27日(金)までに届くよう現金書留にて健保組合宛にお送りください(健保組合施設課窓口でも受け付けます)。

※10月4日(金)午後5時以降のキャンセルについては、参加費用はお返しできませんのであらかじめご了承ください。

※「保養所利用申込書」の「宿泊施設名」の欄に「マス釣り大会」と記入し、参加者名等を記入してください。

### その他

- 昼食(おにぎり3個)、貸竿(仕掛け付き)、釣り餌は健保組合事務局で用意いたします。
- 釣ったマスはおみやげとして持ち帰れます。
- お車での参加はご遠慮ください。

### バーベキューのご予約は

氷川国際マス釣場へ直接お申し込みください。  
**TEL 0428-83-2147**

バーベキューに必要なものは  
現地で揃いますので、ご利用ください。

(料金は税込)

|                                                      |                             |
|------------------------------------------------------|-----------------------------|
| バーベキューセット<br>※肉 200g(牛・豚)・カット野菜・焼き<br>そば・たれ・箸・紙皿・調理油 | 1,900円/1人前<br>(3人前より・要事前予約) |
| 焼き網(ハウス用)                                            | 500円~/1枚(1日)                |
| アルミプレート                                              | 250円/1枚(1日)                 |
| 薪(河原のみ)                                              | 600円/1束                     |
| 炭                                                    | 1,200円/3kg                  |
| コンロ(河原用)                                             | 2,000円/1台(1日)               |
| 屋外バーベキューハウス                                          | 500円/1人(要事前予約)              |



☆ 10月上旬実施 ☆

# 「被扶養者確認調書」の提出にご協力ください

## マイナンバーを活用し、対象者を限定し実施

『健やかライフ』No.202 (2024年6月号) でも広報させていただきましたが、令和6年10月から11月にかけて、被扶養者の収入額や生計維持関係の再確認を行います。

再確認は、適正な健康保険加入資格のもとで保険診療を受けていただくため、現在被扶養者となっている方が引き続き被扶養者としての要件を満たしているか確認させていただくものです。

なお、昨年度と同様にマイナンバーを活用した情報連携システムにより、再確認の対象者を限定したうえで実施します。

対象者の方には、9月下旬に会社を通じて「健康保険被扶養者確認調書」を送付しますので、必要事項を記入し、必要書類とともに、会社を通じて令和6年10月末日までにご提出いただきますようご協力をお願いいたします。



### 確認対象者

再確認実施時点で認定されている被扶養者のうち、次のいずれかに該当する被扶養者。

ただし、令和6年6月1日以降に被扶養者の認定を受けた被扶養者は対象外とします。

- ① 情報連携システムにより、前年の収入（給与収入・年金収入等）が130万円（60歳以上等の場合は180万円）以上と確認された方
- ② 情報連携システムにより被保険者と別居していると確認された方
- ③ 何等かの理由により情報連携システムから必要な情報が得られなかった方



### 必要書類

「健康保険被扶養者確認調書」に必要事項を記入し、次の①から③に応じた必要書類を添付して提出してください。

- ① 前年の収入（給与収入・年金収入等）が130万円（60歳以上等の場合は180万円）以上と確認された方
- ⑦ 提出時点で就労していない方は「退職日の分かるもの」の写し

① 提出時点で就労している方は、直近3か月分の「給与明細書」の写し

#### ② 被保険者と別居していると確認された方

被保険者からその被扶養者への直近3か月分の送金額が明確に分かる「振込明細書」又は「現金書留（控）」の写し（手渡しは不可です。）

※被保険者の単身赴任による別居の場合、添付書類は不要です。

※被扶養者が学生（大学院生は除く）で別居の場合、送金額が明確に分かる書類は不要ですが、この場合、「学生証」の写しを添付してください。

#### ③ 何等かの理由により情報連携システムから必要な情報が得られなかった方

必要な添付書類を別途ご案内します。

被扶養者認定基準につきましては、「測量地質健康保険組合ホームページ」の「被扶養者認定チャート」等を参考にいただき、認定基準から外れた場合は、すみやかに「被扶養者異動届」に健康保険被保険者証を添えて、当健保組合へ提出してください。

また、令和6年9月下旬に「よくある質問と回答Q & A」をホームページに掲載する予定ですので、あわせて参考にしてください。

### 組合の現況

（令和6年6月末現在）

|          |          |
|----------|----------|
| 事業所数     | 526社     |
| 被保険者数    | 29,718人  |
| 被扶養者数    | 18,961人  |
| 平均標準報酬月額 | 375,404円 |

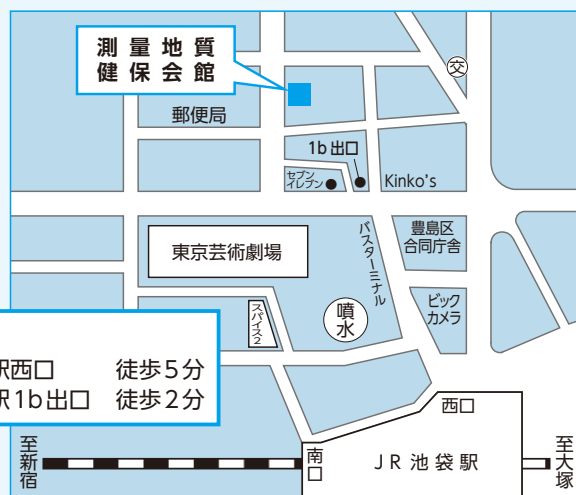


健診センターで健康チェック!

# 組合健診センターを ご利用ください

測量地質健保会館の4・5階には、「健診センター」を開設しています。健診センターでは、一般健診、生活習慣病予防健診、人間ドック、特定健診を受診できます。ご自身のため、ご家族のためにも、年に1回は受診をして体のチェックをしましょう。

<https://www.st-kenpo.or.jp>



○交通機関  
J R 線 池袋駅西口 徒歩5分  
地下鉄 池袋駅1b出口 徒歩2分

## 健診受診日当日の特定保健指導実施について

健診受診日当日に特定保健指導を行っております。当日に受けていただければ、日を改めて受けていただく必要がありませんので、対象者の方はこの機会にぜひ受けてください。

## 健診に関するお問い合わせは

- 健保組合健診センターに関すること…………… 健保組合健診センター ☎ 03-3987-8615
- 委託健診・遠隔地健診・巡回婦人健診に関すること… 健保組合施設課 ☎ 03-3987-3151

## 当組合へご加入いただける事業所をご紹介ください!

当組合では、現在協会けんぽに加入されている測量業および地質調査業の事業所を対象として、当組合への加入促進に取り組んでいます。当組合に加入されますと、協会けんぽに比べ保険料や各種健診費用が減額されるほか、独自の付加給付が受けられるなど多くのメリットがありますので、現在協会けんぽに加入されている事業所をご存知の方はぜひ当組合にご紹介ください。事業所の加入に関するお問い合わせは、業務課までお願いいたします。



測量地質健康保険組合 業務課 tel : 03-3987-3154